

5項において準用する場合を含む。)の規定による長野県農業会議からの意見の聴取 ((イ)及び(サ)の許可並びに(ヲ)及び(シ)の協議に係るものに限る。(タ)及び(チ)において同じ。)

(カ) 第4条第4項の規定による条件の付加 ((イ)の許可に係るものに限る。)

(コ) 第4条第5項の規定による国又は都道府県との協議
別表第9の2の(8)のアの(イ)を同(イ)とし、同(ア)の次に次の事項を加える。

(イ) 第3条第4項の規定による通知

(ウ) 第3条第5項(第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加 ((ヲ)及び(サ)の許可に係るものに限る。)

(エ) 第3条第6項の規定による条件の付加及び報告の受理

(オ) 第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告

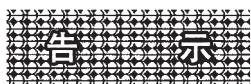
(カ) 第3条の2第2項の規定による許可の取消し
別表第9の2の(8)のアに次の事項を加える。

(フ) 第51条第2項の規定による命令書の交付

附 則

この規則は、平成21年12月15日から施行する。

行政改革課



長野県告示第571号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

池田町

2 都市計画事業の種類及び名称

池田都市計画下水道事業 池田町公共下水道

3 事業施行期間

平成6年1月20日から

平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成6年長野県告示第57号、平成10年長野県告示第12号、平成11年長野県告示第480号、平成15年長野県告示第158号の事業地のうち、池田町大字池田、大字会染及び大字中鶴地において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第572号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市千栄660の7(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

池田都市計画下水道 池田町公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、池田町建設水道課

生活排水課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドッグ飯田上郷店

飯田市上郷飯沼1452-3

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

吉川建設株式会社

飯田市松尾町 2-25

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) サンマックス飯田店

(変更後) ツルハドラッグ飯田上郷店

4 変更した年月日

平成21年10月29日

5 届出年月日

平成21年11月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年12月14日から平成22年4月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
裾花川水系漁業協同組合	長野市中御所3-14-10	内共第3号

2 変更の内容

裾花川水系漁業協同組合遊漁規則

第7条第1項第2号の表中

「

身体障害者（組合が認める者）	無	料
----------------	---	---

」を「

身体障害者	半	額
-------	---	---

」に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成21年12月9日

園芸畜産課

公告

飯田市における県営竜東飯喬地区尾林換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第

6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営竜東飯喬地区尾林換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成21年12月15日から平成22年1月19日まで

3 縦覧の場所

飯田市役所

農地整備課

公告

南佐久郡佐久穂町における県営八千穂地区柳沢1換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営八千穂地区柳沢1換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成21年12月15日から平成22年1月19日まで

3 縦覧の場所

佐久穂町役場八千穂庁舎

農地整備課

公告

南佐久郡佐久穂町における県営八千穂地区柳沢2換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して

15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。
また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 縦覧に供する書類
県営八千穂地区柳沢2換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成21年12月15日から平成22年1月19日まで
- 3 縦覧の場所
佐久穂町役場八千穂庁舎

農地整備課

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 日時及び場所
日時 平成22年2月10日（水）
午前9時30分から午後5時15分まで
場所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地
長野県林業総合センター
- 2 講習科目及び時間
(1) 種苗に関する法令 2時間
(2) 種苗の产地及び系統に関する事項 2時間
(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 3 受講手続

- (1) 提出書類
生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）
- (2) 提出先

住所地を管轄する地方事務所（市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の林務課

- (3) 受付期限
平成22年1月29日（金）
- (4) 手数料
受講手数料（14,000円）は、長野県収入証紙により（受講申込書に貼って、消印しないこと。）納付すること。

- 4 講習修了証明書
講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。
- 5 その他

受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地方事務所の林務課に行うこと。

森林づくり推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する役務
特別天然記念物カモシカ捕獲個体調査業務
 - (2) 役務の特質
長野県内において捕獲されたカモシカの頭部、生殖器等試料の回収、調査及び分析
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成22年3月25日まで
 - (4) 履行場所
仕様書によります。
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA若しくはBに格付けされた者又は長野県建設コンサルタント（建設環境部門）業務入札参加資格を有する者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県建設部長又は旧土木部長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 過去2年間にカモシカの解剖及び分析に関する業務の実績が複数回あり、角輪法によるカモシカの年齢査定のほかに、妊娠状況を確認し、個体群の年齢構成及び繁殖状況等を分析できる調査員を配置できる者であること。
 - (6) 回収する角付きの頭部、生殖器等の試料を1年間保管でき、試料残渣及び薬品を適正に廃棄等処理できる施設が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室

電話 026 (235) 7273

なお、入札説明書は、上記の場所で交付するほか、インターネットホームページ (http://pref.nagano.jp/rinmu/shinrin/04chojyu/15_census/2009serow.html) からダウンロードすることもできます。

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年12月24日（木）午後1時30分

イ 場所 長野県庁 議会増築棟401号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める入札参加資格審査書類等を、平成21年12月18日（金）までに上記3の場所に提出してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号及び入札説明書8各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

特別天然記念物カモシカ捕獲効果測定調査業務

(2) 役務の特質

調査対象地域の生息密度調査及び生息環境・被害状況調査、調査結果の分析等

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年3月25日まで

(4) 履行場所

西部地域（木曽町開田、王滝村）及び南部地域（飯田市南信濃、飯田市上村）

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA若しくはBに格付けされた者又は長野県建設コンサルタント（建設環境部門）業務入札参加資格を有する者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県建設部長又は旧土木部長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 過去2年間にカモシカ生息調査（現地調査）業務の実績が複数回ある調査員を配置できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室

電話 026 (235) 7273

なお、入札説明書は、上記の場所で交付するほか、インターネットホームページ (http://pref.nagano.jp/rinmu/shinrin/04chojyu/15_census/2009serow.html) からダウンロードすることもできます。

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年12月24日（木）午後1時30分

イ 場所 長野県庁 議会増築棟401号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める入札参加資格審査書類等を、平成21年12月18日（金）までに上記3の場所に提出してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号及び入札説明書8各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品及び数量

電子納品対応システム機器 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成22年1月1日から平成26年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃貸額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区

分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入れをする物品に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理等）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部建設政策課技術管理室

電話 026（235）7313

入札説明書等は、長野県公式ホームページの以下のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

<http://www.pref.nagano.jp/doboku/kanri/kensetu/youken/ippan-index.htm>

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年12月24日（木）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎111号

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年12月21日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

建設政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月14日

長野県立総合リハビリテーションセンター所長
木下久敏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

身体障害者手帳交付システム開発委託業務

(2) 役務の特質

仕様書によります。

(3) 履行期間

契約の日から平成22年3月31日まで

(4) 納入場所

長野県立総合リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県社会部障害福祉課在宅支援係

電話 026 (235) 7104

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年12月25日（金）午後1時30分

イ 場所 長野県立総合リハビリテーションセンター

管理棟3階 大会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

障害福祉課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月14日

長野県企業局上田水道管理事務所長

小林繁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

電子複写機 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成22年1月1日から平成26年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

上田市大字諏訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所

(5) 入札方法

複写1枚当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付されている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市大字諫訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所 業務課

電話 0268 (22) 2110

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年12月22日（火） 午前11時

イ 場所 長野県企業局上田水道管理事務所 会議室

(3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年12月17日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県企業局上田水道管理事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

正 誤

平成21年12月10日付け公告「一般競争入札」中

ページ	行（箇所）	誤
62	左側12	(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

正

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
--

(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

農業技術課

事業課